

公益財団法人 東京横浜独逸学園 定款

目次

第1章	総則
	第1条（名称）
	第2条（事務所）
第2章	目的及び事業
	第3条（目的）
	第4条（事業）
第3章	資産及び会計
	第5条（資産）
	第6条（基本財産）
	第7条（運用財産）
	第8条（事業計画及び収支予算）
	第9条（事業報告及び決算）
	第10条（公益目的取得財産残額の算定）
	第11条（会計の原則）
	第12条（事業年度）
第4章	会員
	第13条（会員）
	第14条（名誉会員）
	第15条（除名）
	第16条（会員資格の消滅）
第5章	会員総会
	第17条（構成）
	第18条（権限）
	第19条（種類及び開催）
	第20条（招集）
	第21条（議長）
	第22条（決議）
	第23条（議事録）
第6章	評議員及び評議員会
	第24条（評議員）
	第25条（評議員の選任及び解任）

- 第 26 条 (任期)
- 第 27 条 (報酬等)
- 第 28 条 (評議員会の構成)
- 第 29 条 (権限)
- 第 30 条 (種類及び開催)
- 第 31 条 (招集)
- 第 32 条 (議長)
- 第 33 条 (決議)
- 第 34 条 (評議員会の決議の省略)
- 第 35 条 (評議員会への報告の省略)
- 第 36 条 (議事録)

第 7 章

理事及び監事

- 第 37 条 (理事及び監事の設置)
- 第 38 条 (選任等)
- 第 39 条 (理事の職務及び権限)
- 第 40 条 (監事の職務及び権限)
- 第 41 条 (任期)
- 第 42 条 (理事及び監事の解任)
- 第 43 条 (報酬等)

第 8 章

理事会

- 第 44 条 (構成)
- 第 45 条 (権限)
- 第 46 条 (招集)
- 第 47 条 (議長)
- 第 48 条 (決議)
- 第 49 条 (議事録)
- 第 50 条 (理事会への報告の省略)

第 9 章

定款の変更及び解散

- 第 51 条 (定款の変更)
- 第 52 条 (解散)
- 第 53 条 (公益認定の取消し等に伴う贈与)
- 第 54 条 (残余財産の帰属)

第 10 章

公告の方法

- 第 55 条 (公告の方法)

第 11 章 補則
第 56 条 (委任)
第 57 条 (学校長)

附則

別紙財産目録 1

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人東京横浜独逸学園（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は東京横浜独逸学園（以下「本学園」という。）の設置及び維持、独逸語の知識の普及並びにドイツ連邦共和国と日本国との間の文化関係の促進を目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 本学園の運営
- (2) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 本財団の資産は、基本財産及びそれ以外の財産からなる。

2 本財団の基本財産は、継続的に維持するものとする。

(基本財産)

第6条 本財団の目的である事業を行うために不可欠な別紙財産目録1の財産は、本財団の基本財産とする。

2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(運用財産)

第7条 基本財産以外の一切の財産は、本財団の運用財産とする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本財団の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の監査及び承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出する。第1号、第3号、第4号の書類については日本語、英語、ドイツ語の言語で作成する。第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 本財団は、第1項各号の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、本定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載する。

(会計の原則)

第 11 条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の原則に従って行う。

(事業年度)

第 12 条 本財団の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

第 4 章 会員

(会員)

- 第 13 条 第 3 条記載の本財団の目的に賛同する満 18 歳以上の自然人は、理事会に対し、書面による入会申込みを行うことにより、本財団の会員となることができる。
- 2 第 3 条記載の本財団の目的に賛同する法人は、理事会に対し、書面による入会申込みを行うことにより、本財団の会員となることができる。
 - 3 第 1 項及び第 2 項に基づく入会の申込みについては、理事会の決議によって、その可否を決定する。
 - 4 会員は、理事会で定められた会費を毎年納めることを義務づけられる。

(名誉会員)

- 第 14 条 本学園、独逸語又は日独間の文化交流に特に功績のあった者は、理事会の提案に基づき、会員総会の決議によって、本財団の名誉会員となることができる。
- 2 名誉会員は、会員総会の議決権を有する。

(除名)

- 第 15 条 会員は、その行為により本財団の名誉又は利益を傷つけたときは、理事会の決議により除名されることがある。
- 2 前項の場合、当該会員は、前項の決議の前に意見を述べる機会を与えられなければならない。

(会員資格の消滅)

- 第 16 条 会員資格は、死亡、脱退、解散又は除名により消滅する。
- 2 会員は、会費を 1 年以上滞納した場合、会員資格を失う。
 - 3 会員が脱退する場合、当該会員は書面をもって脱退する旨を理事会に通知しなければならない。その効力は、通知がなされた当該学校年度が終結した翌日に生ずる。

第5章 会員総会

(構成)

第17条 本財団に、会員総会を置く。

2 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第18条 会員総会は、次の事項を行う。

- (1) 前回の会員総会の議事録についての承認
- (2) 理事会の活動についての理事長の報告を受けること
- (3) 本学園の学校長の報告を受けること
- (4) 本財団の財務状況に関する理事長の報告を受けること
- (5) 会員からの提案事項（法令及び本定款で定める理事、監事、評議員会及び理事会の権限及び義務に抵触しないものに限る。）についての決定
- (6) 第14条第1項に基づく名誉会員の選任
- (7) 評議員の選任及び解任
- (8) 評議員会及び理事会に対する本財団の日常業務を超える重要な計画及び決定に関する質疑権行使

(種類及び開催)

第19条 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種類とする。

2 定時会員総会は、毎学校年度開始後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時会員総会は、理事会の決定があった場合又は会員の5分の1以上が臨時会員総会の開催を希望する旨及びその理由を記載した書面を理事長に提出した場合に開催する。この場合、理事長は、理事会の決定又は前記書面の提出があった日から3週間以内に臨時会員総会を開催しなければならない。

(招集)

第20条 会員総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、会員総会の10日前までに、会員に対して、会員総会の日時、場所、及び目的事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 会員総会の議長は、会員により決められた本財団の会員によって担われる。会員総会の始めに理事長は会員に挙手により承認される議長候補者1名を指名することを要請する。会員総会の書記は、会員の中から理事長の指名により定める。会員総会が議長を指名しない場合は、書記が議長を務める。

(決議)

- 第 22 条 会員総会の決議は、会員総会に出席した会員及び会員から書面による授権を受けた代理人（以下「出席会員等」という。）の合計が、全会員数の 8 分の 1 以上である場合に行うことができる。会員総会で議決権を行使するために、会員は 3 個を超える議決権を授権してはならない。
- 2 前項の要件を満たさず決議を行うことができない場合は、理事長は当該会員総会の日から 14 日以内の日に会員総会を開催しなければならない。
 - 3 前項の規定に基づき開催される会員総会においては、出席会員等の人数にかかわらず決議を行うことができる。
 - 4 本定款に特別の定めがない限り、会員総会の決議は出席会員等の過半数をもって行う。可否同数の場合には、議長の投票によりこれを決する。

(議事録)

- 第 23 条 会員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び書記がこれに署名する。
- 2 理事長は、議事録の写しを会員全員及びドイツ連邦共和国大使館の代表者に送付する。

第 6 章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第 24 条 本財団に評議員 3 名以上 5 名以下を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 25 条 評議員（補欠の評議員を含む。）の選任及び解任は、会員総会において行う。但し、理事は評議員の選任及び解任に関する議決権を有しないものとする。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないこと
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- (3) 本学園の教員、事務職員その他の従業員及び本学園の保護者委員会の委員ではないこと

(任期)

- 第26条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 第24条で定めた評議員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第27条 評議員は無報酬とする。

(評議員会の構成)

第 28 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 29 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 残余財産の処分
- (4) 基本財産の処分
- (5) 理事会において評議員会に付議した事項
- (6) 本財団の日常業務を超える事柄に関する理事会への質疑
- (7) 評議員会及び理事会に対する日常業務を超える重要な計画及び決定に関する会員からの質疑への回答
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 30 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 理事及び監事は評議員会に参加する権利を有する。ただし、議決権はないものとする。ドイツ大使館の大使又はその代理人は評議員会に参加及び発言する権利を有する。ただし、議決権はないものとする。
- 3 定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催する。
- 4 臨時評議員会は、毎年 2 月に開催する他、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と判断したとき
 - (2) 評議員から理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき
- 5 ドイツ大使館の大使又はその代理人は、臨時評議員会の招集を理事会に対して発意することができる。

(招集)

第 31 条 評議員会は、前条第 4 項第 3 号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、業務執行理事が招集する。

- 2 理事長は、前条第 4 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする評議員会を招集しなければならない。

- 3 理事長（前条第4項第3号により評議員が評議員会を招集する場合は、当該評議員）は、評議員会の日々の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「法人法施行規則」という。）で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 理事長（前条第4項第3号により評議員が評議員会を招集する場合は、当該評議員）は、前項の書面による通知の発出に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

（議長）

第32条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

（決議）

第33条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第37条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

（評議員会の決議の省略）

第34条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第 35 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 評議員会の議事については、法人法施行規則で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録が書面をもって作成されているときは、出席した評議員、理事、監事及び議事録の作成に係る職務を行った者は、これに記名押印する。
- 3 評議員会の議事録は、その写しをドイツ大使館に提出するものとする。

第 7 章 理事及び監事

(理事及び監事の設置)

第 37 条 本財団に、次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 1名

- 2 理事のうち1名を理事長とし、3名を業務執行理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(選任等)

第 38 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。ただし、本学園の教員、事務職員その他の従業員及び本学園の保護者委員会の委員は、理事になることはできない。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうちいずれか1人及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 39 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
 - 3 業務執行理事は、本定款及び理事会の決議に基づき、その業務を執行する。
 - 4 理事長及び業務執行理事は、2箇月に1回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 5 理事長及び業務執行理事は、定時評議員会及び定時会員総会において、理事会の活動について報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

- 第 40 条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。
- (1) 理事の職務の執行を監査すること
 - (2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること
 - (3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
 - (4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法人法施行規則で定めるものを調査し、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
 - (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第 41 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
 - 3 理事及び監事は再任されることが出来る。
 - 4 第 37 条第 1 項で定めた定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事及び監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 42 条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 43 条 理事は無報酬とする。

2 監事は無報酬とする。

第 8 章 理事会

(構成)

第 44 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 45 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
 - (2) 本学園の目標及び発展に関する決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (5) 学校長とその職務規定に従って協力をしながら、ドイツ連邦行政庁（外国における独逸学園に関する中央局、所在地：ケルン）が紹介する本財団の教員、事務職員及びその他の従業員の現地予備選定、採用及び解雇並びに学校長の選定、採用及び解任
 - (6) 学校長が提案する学則及びその他の学校の内部規定の制定
 - (7) 本財団の会費の決定
 - (8) 学費の減額を求める申請に関する決定
 - (9) 学則で定める懲戒に関する決定
 - (10) その他法令で定められた事項及びその他の本財団に関連する事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 全ての借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

- 3 ドイツ連邦共和国からの支援のあり方及び範囲に影響を与え得る事項については議決を行う前に、ドイツ大使館の大使又はその代理人の承諾を受けなければならない。
- 4 理事会は、本学園の組織に関する事項について決議を行う前に、学校長の承諾を受けなければならない。なお、学校長の教育及び事務の領域に関する職務及び権限は、服務規程により定める。
- 5 ドイツ大使館の大使又はその代理人、学校長及び事務長は、理事会に出席し、発言することができる。ただし、議決権はないものとする。

(招集)

第 46 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。ドイツ大使館の大使又はその代理人は、理事長に対し、理事会の招集を発意することが出来る。
- 4 前項前段の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 47 条 理事会の議長は、理事長がこれを行う。ただし、理事長に事故があるときは、業務執行理事がこれを行う。

(決議)

第 48 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事（以下「特別利害関係を有する理事」という。）を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、第 13 条第 3 項、第 15 条第 1 項及び第 45 条第 2 項の決議については、特別利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第 49 条 理事会の議事については、法人法施行規則で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- 2 議事録が書面をもって作成された場合は、理事会に出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
 - 3 議事録が電磁的記録をもって作成された場合は、法人法施行規則で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
 - 4 理事会の議事録は、その写しをドイツ大使館に提出することとする。

（理事会への報告の省略）

- 第 50 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 39 条第 4 項に基づく報告についてはこの限りでない。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第 51 条 本定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の多数による決議により変更することができる。
- 2 前項の規定は、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 25 条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。
 - 3 前 2 項の変更に関する議決を行う前に、理事長はドイツ連邦共和国の外務省の承認を得なければならない。
 - 4 本定款の変更を行った場合、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条に基づく変更の認定を受ける場合を除き、理事長は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

- 第 52 条 本財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条に規定する事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 53 条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に該当する他のドイツ学園（以下「他のドイツ学園」という。）に贈与することとし、他のドイツ学園が存在しない場合、同号に該当する日本におけるドイツ文化の理解の促進を目的とする法人に贈与する。

(残余財産の帰属)

第 54 条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に該当する他のドイツ学園に贈与することとし、他のドイツ学園が存在しない場合、同号に該当する日本におけるドイツ文化の理解の促進を目的とする法人に贈与する。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 本財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章 補則

(委任)

第 56 条 本定款に定めるもののほか、本財団の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(学校長)

第 57 条 第 45 条第 1 項第 5 号に規定する理事会による人事決定に関する協力等本学園の学校長の権限及び義務は、本学園と学校長との雇用契約、服務規程等により定める。

附則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本財団の設立登記時の代表理事は、次のとおりとする。
ヨハンソン・バーバラ
- 3 本財団の設立登記時の監事は、次のとおりとする。
ムザール・ハンスペーター
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 12 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 30 年 1 2 月 3 日から施行する。

別紙財産目録 1 基本財産（第6条関係）

（土地）

所在 横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目
地番 4番1
地目 宅地
地積 17,000.01㎡

所在 横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目
地番 4番2
地目 宅地
地積 3,000.08㎡

（建物）

所在 横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目4番地1
家屋番号 4番1
種類 校舎
構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付4階建
床面積 1階 2600.68㎡
2階 2175.49㎡
3階 2113.85㎡
4階 1979.88㎡
地下1階 324.00㎡

附属建物1

種類 体育館・駐車場・共同住宅
構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付4階建
床面積 1階 1684.43㎡
2階 1201.20㎡
3階 387.50㎡
4階 185.25㎡
地下1階 178.09㎡

附属建物2

種類 便所
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積 47.01㎡